

公益財団法人津山文化振興財団 友の会規約

(目的)

第1条 津山市とその周辺地域の文化振興及び地域文化の育成のため公益財団法人津山文化振興財団（以下「財団」という）が主催する各種自主事業の固定ファン創出を資するため、友の会を設立する。

(会員)

第2条 会員は、個人会員及び法人会員（5人以上で構成する団体の構成員に限る）とする。

(入会)

第3条 友の会に入会を希望する者は、友の会入会申込書（様式第98、99号）を事務局に提出し、友の会会員証の交付を受けるものとする。

(入会金)

第4条 入会金については、個人会員の場合は、入会の初回のみ1,000円を徴収する。法人会員の場合は、入会の初回のみ5,000円を支払うものとする。なお、入会金の支払いは、財団の定める方法による。

(年会費)

第5条 会員は、別表1の区分による年会費を財団の定める方法により支払うものとする。

(会員期間)

第6条 会員資格の有効期限は、前条の年会費を納入した日から当該年度末までとする。ただし、財団が発送する次年度分の年会費納入通知書により年会費を納入することにより、継続更新として次年度末までとする。

(会員証)

第7条 会員には、会員証を発行する。会員証は、会員本人のみが使用できるものとし、他人に譲渡、または貸与することはできない。

(会員の特典)

第8条 会員には、財団が発行する情報誌「イクシラ」（年4回）及び公演情報等を送付する。その他、財団の行う各種特典を所定の方法により利用することができる。

(会員証の紛失または盗難)

第9条 会員は、会員証を紛失または盗難にあった時は、速やかに財団に届け出るものとする。

- 2 会員が紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人に利用され、他の会員、または当財団に損害が生じた場合、会員がその損害責任を負うものとする。

(届け出事項の変更等)

第10条 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を財団に届け出るものとする。

- 2 前項の届け出をしないことにより生じた不利益については、財団はその責を負わないものとする。

(退会等)

第11条 会員の都合により退会するときは、財団に届け出をして債務を完済し、会員証を返却するものとする。

なお、会員期間中に退会する場合であっても、会費は返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 財団は、会員が次のいずれに該当した場合、会員の資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 必要な代金の支払いを怠ったとき
- (3) 財団が定めた規約に違反したとき
- (4) その他、財団の運営に支障があるとき

(規約の変更)

第13条 財団は、必要があるときは、本規約を変更することができるものとする。

(庶務)

第14条 この会の庶務は、財団事務局において処理する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

区分	個人会員	法人会員（5名以上）
年会費	1,500円	一人当たり1,000円
会員期間	納入日から年度末まで	納入日から年度末まで